

令和元年度事業計画書（案）

平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで

I. 基本方針

東日本大震災復興事業や 2020 年の東京オリンピック・パラリンピックの開催、度重なる自然災害対策や老朽化し更新時期を迎えている社会基盤整備への対応など、国家的事業や国民生活の安全・安心を守るため、建設産業が担うべく社会的な役割はますます増大している。

その一方で、長年に亘る建設投資の大幅な減少から過当競争を繰り返し、ダンピング受注のしわ寄せが建設企業の疲弊を招き、現場の技能労働者は若年者の入職が減少し高齢化し続けており、技術・技能の伝承が困難になっている。

この課題に対応するために、国土交通省では、劇的な進展を遂げる AI, IOT などのイノベーション、確実に到来する労働力人口の減少といった事態を正面から受け止め、10 年後においても建設業が「生産性」を高めながら「現場力」を維持できるよう建設産業政策 2017+10 が策定され、法制度をはじめ、改正労働基準法の施行、新たな外国人受入れのための在留資格の創設等、議論が始まったところである。

当会においても、当該会議に参画するとともに、継続して、平成 30 年 5 月 31 日に開催された第 17 回総会にて、将来を担う若者が希望を持って入職できる環境整備、健全な建設産業を目指すための「決議」を行い、建設技能労働者の直用化、月給制などの取り組みを進め、「安請け合いはしない『NO!』」と言える専門工事業者を目指すべく、行政機関や関係団体と連携しながら諸活動を展開して行くこととする。

本年度も引き続き、東日本大震災の復興に向けた取組、適正な競争環境の整備、社会保険未加入対策、標準見積書の活用推進、重層下請構造の是正、技能労働者の確保・育成、建設専門業の社会的経済的地位の向上といった基本方針に沿い、「地方整備局等との意見交換会」、「経営革新支援研修会」、「全国大会」等の開催はもとより、「専門工事業者の地域貢献活動の PR」、「社会保険等未加入対策」、「技能労働者の働き方改革調査」、「元請団体との連携」、「登録基幹技能者の現場への常駐化」、「若年者の建設業への理解や入職促進

に向けた事業」、技能労働者の育成の中核的役割を担う「富士教育訓練センターの活用」等にも継続的に取り組むこととする。

Ⅱ. 実施事業

1. 建設専門業に係る施策確立等のための事業

(1) 企画委員会

- ①建専連の中長期的な方針・戦略づくり
- ②事業活動を展開していくための組織・財政基盤づくり
- ③人材の確保・育成のための諸課題に対する検討
- ④働き方改革における週休二日制、時間外労働対応に向けた取組
- ⑤建設業における女性入職推進、就労継続のための諸課題に対する検討
- ⑥専門工事業者の地域貢献活動の普及・PR
- ⑦若年者の確保等に向けた教育界等との連携に向けた検討 等

(2) 特別委員会

週休二日制 専門工事業の適正な評価等について検討

(3) 事業委員会

上記活動を具体化していくための調査研究、立案、調整

2. 建設専門業に係る情報収集並びに研修会等の開催に関する事業

- (1) 情報、資料等の収集ならびに提供
- (2) 建設専門業の経営革新支援研修会の開催
- (3) 法令違反等の情報収集窓口の運営
- (4) 建専連HPによる情報提供
- (5) 教育界との連携に向けた意見交換 等

3. 建設専門業の社会的経済的地位の向上を目的とした啓発・宣伝

- (1) ホームページ等の広報媒体を活用した、委員会での調査研究成果等の関係機関へのタイムリーな発信
- (2) 全国大会の開催によるPR
- (3) 関係機関のイベントやマスコミ等の媒体・手段を利用したPR
- (4) 関係機関等との意見交換会の開催および要請活動
- (5) 若年者等を対象とした建設業への理解や入職促進に関する情報提供の

充実 等

4. 官公庁のその他関係機関に対する要請、意見具申、協力

- (1) 健全な建設産業の構築等を図るための要請活動
- (2) 施工条件・範囲リスト（標準モデル）の普及・活用を図るための活動
- (3) 中央建設業審議会など外部の各種委員会等に対する意見具申
- (4) 建設産業人材確保・育成推進協議会等への協賛、協力
- (5) 業種横断的な教育訓練施設等への協賛、協力
- (6) 外国人建設就労者受入事業への協力
- (7) 特定技能外国人受入事業への協力
- (8) 建設技能者の確保等に関する調査・研究
- (9) 関係機関の事業運営等への協力
- (10) 関係行政機関、元請団体等との意見交換会の開催
- (11) 富士教育訓練センターの活用及び建て替への支援 等

5. その他目的を達成するための事業

- (1) 各種の受託事業
- (2) 専門工事業総合補償制度の拡充・普及に係る事業
- (3) 地区建専連との連絡調整および活動等への支援事業 等

Ⅲ. 庶務事項

1. 会員団体の数

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
正 会 員	34 団体	33 団体	33 団体
特別会員	2 団体	2 団体	2 団体
賛助会員	9 団体	8 団体	8 団体

(注)平成 31 年 4 月 1 日現在の会員団体の名簿は、資料編:会員名簿のとおりである。